

内部技術評価の実施について

当社では、PCB 廃棄物処理事業の円滑な実施のため、PCB 廃棄物の安全、確実な処理及び事故等の未然防止の観点から、処理施設の健全性及び運転・操業の確実性の確保と、これらの維持向上を図るため、「内部技術評価実施要領」を定め、全 PCB 処理事業所（以下、PCB 処理事業所を「事業所」という。）を対象に、各事業所年 1 回の内部技術評価（以下「技術評価」という。）を実施している。

本資料は、内部技術評価実施要領に基づき、令和 4 年度に実施した技術評価結果の概要を纏めたものであり、その詳細については、別紙を参照願いたい。

1. 令和 4 年度実施結果（詳細、「別紙」参照）

1) 令和 4 年度の技術評価は、全事業所共通で、安全・安定・確実な操業の確保と、計画的処理完了期限内での処理完了という当初の社の方針を踏まえ、また、処理施設の安全・確実な解体・撤去を見据えて、

- ①. 年度処理計画通りに処理が進んでいるか。また、処理施設の解体撤去段階での使用を含め、夫々の設備の最終稼働時期を考慮した長期保全計画が立案され、それに基づく年度保全計画通りに保全が実施されているか
- ②. 運転廃棄物の処理計画（ここで、「処理」とは「卒業若しくは低濃度化」及び「事業所間移動による処理」を言う。）と処理実績はどのようになっているか
- ③. 処理施設の解体・撤去に向けた取り組みはどのようになっているか

の 3 項目に重点を置いて評価を行った。

2) 評価実施日

評価対象事業所	評価回数	評価実施年月日	評価対象期間
北九州事業所	第 18 回	R4.12.15～12.16	R3.10～R4.9
豊田事業所	第 16 回	R4.8.4～8.5	R3.5～R4.4
東京事業所	第 14 回	R4.9.8～9.9	R3.8～R4.7
大阪事業所	第 16 回	R4.11.10～11.11	R3.8～R4.7
北海道事業所	第 15 回	R4.11.24～11.25	R3.9～R4.8

3) 評価体制

技術評価責任者 PCB 処理事業部長

技術評価チーム

主任技術評価員 PCB 処理事業部員より選任

技術評価員 PCB 処理事業部安全操業課員（数名）

評価対象事業所以外の事業所員（1 名）

（注）：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業所については上記とは異なる体制にて実施している。

4) 評価結果

①. 令和4年度の評価結果について、前述の重点評価項目に対する評価を中心に、その概要を以下に示す。

①. 処理施設の操業状況については、事業終了準備期間での営業物の処理継続や運転廃棄物の処理及びその後の処理施設の解体撤去(*1)に向けて、夫々の設備の最終稼働時期を考慮した長期保全計画が作成され、それに基づく年度保全計画通りに保全が実施され、着実に操業が行われていることを確認した。

(*1): 処理施設の解体撤去については、北海道事業所を除く。(下記③参照。)

②. 運転廃棄物(処理施設の解体撤去由来品を除く。)の処理については、事業終了準備期間内での処理完了に向けて、自事業所内処理に加えて無害化処理認定施設への処理委託や事業所間移動(豊田・大阪→北九州、大阪→東京(*2)、東京→北海道)の活用により順調に処理が進められていることを確認した。

(*2): 廃粉末活性炭。

③. 処理施設の解体・撤去については、事業所毎に状況が異なるが、夫々の事業所で以下の作業が進められていることを確認した。

ア. 北九州事業所

- ・第1期処理施設の先行工事が終了し、本工事の発注まで行われていること及び第2期処理施設の一部設備の解体・撤去に向けた準備作業が進められていること。

イ. 豊田事業所

- ・事業所内に解体撤去準備 PT (Project Team) が設置され、令和5年度でのコンデンサー自動解体ラインの解体撤去に向けて、解体撤去に係る基本調査・PCB付着状況調査や同ラインの洗浄等の準備作業が進められていること。
- ・豊田事業所の特殊事情として、機器間が極めて狭隘等の理由により事前の除去分別が困難な場合があり、高濃度 PCB 環境下での解体作業が避けられないことから、作業安全衛生部会にて高濃度 PCB 環境下での解体工事における安全衛生対策について説明がなされていること。

ウ. 東京事業所

- ・令和3年7月に4チーム体制で発足したプロジェクトに令和4年7月に新たに5チームが加わった9チーム体制で種々調査・検討が進められていること。

エ. 大阪事業所

- ・令和元年度に事業所内に解体・撤去担当が配置され、運転会社とも連携しながら、各種調査・検討(循環洗浄マニュアル(手順書)の作成と一部機器の循環洗浄、PCB付着状況調査、洗浄液中のPCB濃度と拭き取り試験結果との相関確認等)が進められていること。

オ. 北海道事業所

- ・他事業所とは異なり、処理施設の解体・撤去について表だった議論は行われていないが、将来的に具体的な議論が必要になった場合に備えてワーキンググループが設置されており、諸課題の整理、本社・他事業所との情報交換等が行われ、又、基礎調査が計画されていること。

②. 令和4年度の評価結果を下表に示す。

評価対象事業所	評価項目数 (*A)	適合事項 (*A)	指摘事項 (*A)	所見(*A)(*B)	
				○	◆
北九州事業所	84 (84)	84 (84)	0 (0)	1 (0)	1 (2)
豊田事業所	66 (66)	66 (66)	0 (0)	1 (1)	1 (0)
東京事業所	65 (65)	65 (65)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
大阪事業所	64 (64)	64 (64)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
北海道事業所	81 (81)	81 (81)	0 (0)	1 (0)	1 (2)

(*A)：()内は、前回(令和3年度)の評価結果を示す。

(*B)：「所見」欄の記号「○」及び「◆」は、それぞれ以下を示す。

- ・「○」：特記すべき成果が得られた事項(良好事例)
- ・「◆」：改善、検討等が望ましい事項

2. 令和5年度実施計画(案)

1) 令和5年度の技術評価は、全事業所共通で、下記4項目に重点を置いた評価を予定している。なお今後、事業検討委員会並びに各事業部会、監視委員会等の審議や要請等により追加・変更等を加える場合がある。

- ①. 営業物の処理完了に向けて計画通りに処理が進んでいるか。また、運転廃棄物や処理施設の解体・撤去(準備作業を含む。)に伴って発生する廃棄物の処理も含めた設備の稼働計画が作成され、計画に沿った操業が実施されているか
- ②. 処理施設の解体撤去段階での使用を含め、夫々の設備の最終稼働時期を考慮した長期保全計画に基づく年度保全計画通りに保全が実施されているか
- ③. 運転廃棄物及び処理施設解体・撤去物の処理計画(ここで、「処理」とは、「卒業若しくは低濃度化(*3)」及び「事業所間移動による処理」を言う。)と処理実績との整合性はいかがか

(*3)：無害化処理認定施設への処理委託可能濃度とする作業。

- ④. 処理施設の解体・撤去に係る体制の整備状況と処理施設解体・撤去の進捗状況の関係はいかがか

2) 評価対象事業所及び評価実施時期

評価対象事業所	評価回数	評価実施予定年月※
北九州 PCB 処理事業所	第19回評価	令和5年12月
豊田 PCB 処理事業所	第17回評価	令和5年8月
東京 PCB 処理事業所	第15回評価	令和5年9月
大阪 PCB 処理事業所	第17回評価	令和5年11月
北海道 PCB 処理事業所	第16回評価	令和5年11月

※詳細日程は事業所との協議により決定。